

10月から市内地域公共交通網がかわります



乗合
タクシー編

市では、10月に市内地域公共交通の再編を予定しています。今月号では、乗合タクシーについてご紹介します。

1 乗合タクシーとは

特 徴：・複数の利用者との乗り合わせによる事前予約制の送迎サービスです。

- ・運行区域は市内全域で、時刻表をもとに、ご自宅や指定場所から目的地（戸口から戸口）まで、買物や通院など市内での外出手段に利用できます。
- ・自宅や目的地がバス路線沿線から遠い方に便利です。

運 賃：1回300円です。（^{しょうがい}障害者や要介護者などは150円）

利用券は、社会福祉協議会（本所・各支所）と乗合タクシーの車内で購入できます。
（150円券が10枚で1,500円です。）

利用者：市内に住所がある方。ただし事前に利用登録が必要です。（登録料はかかりません）

運行日：平日運行（年末年始を除く）

※一般タクシーと違い、他の方との乗合になりますので、利用する際は時間に余裕を持ってご利用ください。

2 10月からの主な変更点

- ・10月から運行便数が、**全地域1日7便になります。**

（運行時刻：8時・9時・10時・11時・13時・14時・15時）※山方・美和・緒川・御前山地域で下線の時刻が増えます。

- ・乗合タクシーの**運行台数を15台に増車します。**（うち3台はワゴン車）

- ・**75歳以上限定で利用券の割引が始まります。150円券10枚つづりを1,000円で販売します。**

※現在お持ちの利用券も引き続きご利用できます。

※75歳以上の利用者には「75歳からの常陸大宮市乗合タクシー登録カード」を7月末頃に送付しますので、利用券購入の際はご提示ください。

3 利用登録方法について

・「乗合タクシー利用登録票」に必要事項をご記入いただき、下記の方法でご提出ください。利用登録票は、社会福祉協議会・市役所窓口にて備え付けてあるほか、お求めにより郵送でご自宅にお送りします。

提出方法

①常陸大宮市社会福祉協議会（本所・各支所）窓口で登録申請

②利用登録票をFAX（FAX番号：53-1275）

③利用登録票を郵送

〒319-2254 常陸大宮市北町388-2

総合保健福祉センターかがやき内 常陸大宮市社会福祉協議会 宛

■問い合わせ■ 市社会福祉協議会 ☎53-1125